

北九州市大連友好記念館管理運営要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市大連友好記念館（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外使用を許可した施設以外の本施設の各施設について規定するものとする。

(開館時間)

第3条 本施設内の各施設の開館時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）。

開館時間	休業日
午前9時から 午後5時まで	_____

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

第2章 一般入館

(入館の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
 - (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又は毀損するおそれがある者
 - (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
 - (4) 酩酊している者
 - (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行う者
 - (6) 許可を受けずに館内で火気を使用する者
 - (7) 指定の場所（2階）以外で飲食を行う者
 - (8) 館内で喫煙する者
 - (9) 動物（ただし、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）及び危険品を持ち込む者
 - (10) その他施設の管理上支障がある者
- 2 前項の規定に基づき入館を拒み、又は退館を命じたことによって、入館者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第5条 入館者は、建物及び設備を滅失し、又は毀損した場合は、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

第3章 地域コミュニケーションスペース

(利用の目的及び申請許可)

- 第6条 地域コミュニケーションスペースの利用目的は、北九州市の認定を受けた地元まちづくり団体等の会議やミーティングに限るものとする。
- 2 利用者は、事前に「利用申請書兼許可書（第1号様式）」を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。
- 3 第2項の申請書の受付日及び利用日が重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

優先順位	内 容	受付開始日
第1順位	本市の認定を受けた地元まちづくり団体等の会議やミーティング	2か月前
第2順位	市の会議やミーティングによる利用	

(利用者の遵守事項)

- 第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 承認を受けた設備・器具以外のものを利用しないこと。
- (6) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(利用の不許可及び取り消し等)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備・器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 宗教的宣伝活動をするとき。
- (4) 政治的宣伝活動をするとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (6) その他施設の管理上支障があるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。
- (1) 利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物又は設備・器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があるとき。
- 3 前項の規定に基づく利用の許可の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、北九州市及び本施設の指定管理者は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

- 第9条 利用者は、利用が終わったとき、又は前条の規定により、利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。
- 2 原状に復するための費用については、利用者が全額負担するものとする。

(転貸等の禁止)

- 第10条 利用者は、本施設を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した利用目的

以外の目的に利用してはならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、建物及び設備を滅失し、又は毀損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

第12条 本施設の利用に関する諸様式は、次のとおりとする。

(1) 利用申請書兼許可書 第1号様式

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(様式第1号)	整理番号	受付年月日	担当者	局次長	局長
	第 号	年 月 日			

北九州市大連友好記念館
地域コミュニケーションスペース
利用申請書兼許可書

指定管理者 様 平成 年 月 日

申請者 (〒 ー)

住所 (所在地) _____

氏名 (団体名) _____

ふりがな
(代表者名) _____ 印 Tel : () ー

(生年月日) 大・昭・平 年 月 日生

(担当者) Tel : () ー

Fax : () ー

次のとおり地域コミュニケーションスペースの利用申請をいたします。
また、この申請書の内容について、暴力団排除のために関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

会議等の 名称	
会議等の 内容・目的	
利用日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
利用人数	人
備考	

利用承認 年月日	平成 年 月 日	利用承認番号	第 号
-------------	----------	--------	-----